



中外新聞

自一號至十一號



西垣文庫  
文庫 10  
7325



特 文庫 10  
7325

度 應 化 成 居 年 一 月 十 日 至 元  
東 都 開 成 所 出 板 日  
純 板

茲 年 九 月 政 号 明 治 元 年

西 端 文 庫

不 許  
翻 刻

中 外 新 聞  
第 一 號

私 加  
納 下

延 春  
書 局

中外新聞



先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を  
譯し又と英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸國の新聞をも得る  
とび毎に譯出し寫本よて傳へ來ると雖も筆者の煩をいと  
堪へざるを慮り此度活字よて印行するものかり  
新聞を其原本を得るに隨て譯出し其譯の先成るものより  
印行す故に原本の號數に拘らず只公布の前後を以て號數  
を定む且譯文ふらざるも廣く世上に布知すべき程の事を  
取交へて記す是れ中外の名を命ずる所以なり  
新聞を多く益く善し四方の君子希く之を寄贈して以て

缺漏を補ひ玉ふべし

定價を一冊毎に表紙に記す但し江戸相場あり

慶應四年戊辰二月

會譯社執事

中外新聞第一號

慶應四年二月二十四日出板

三月再板 九月改号明治

西洋三月七日我二月十四日の横濱出板新聞紙より

抄出す

此度神戸より来りし書狀の趣よても箱根の街道既に攻進の路とふりたる由を慥に申越しとり然れとも諸説一定せず或は十四五日以前薩摩人七百人急に京都を出立すと云ふ是を箱根の備へ無きを知りて之を奪ふる爲と見えたりそれより付てを人數あまり少くして不相當ふりと雖も若し此說實事ならん是亦江戸通行の要害なる故に随分尤なる

事あり

長崎よりの便は申越しとる事萬一信實ならむ箱根の要處  
を取られさるより尚北方諸侯の為をも大不幸あるべし

長崎の書状を次に出す 北方と關東の事にて南方と  
を西國諸侯の事あり原文の儘は譯しとる

若し紀州侯他の大名の盟主とかりて江戸を助るゝ為は  
朝廷への周旋をおすあらむ雙方の都合も宜く安全あるべし  
一實は紀州を徳川氏の頭分とかりて雙方の間を取扱ふつ  
き程の權有る家あり然るは長崎の書中は云へる趣を甚疑  
ふべし

京都よりも長崎よりも左の趣を申し越しとる會津并は伊  
豫の松山備中の松山高松大田喜此大名を皆京都は敵對せ  
し者にて其屋敷をも領地をも召上げらる可き由あり此事  
を 朝廷より布告ありしを仙臺の在京家老全く 朝敵  
は非る由の歎願をおし其他諸方よりも色々の願書出さる  
由おれとも長き評議の後忽ち証討を仰出されたり是は於  
て彼家老を大に驚き全く其主人の命を左様の事にて是  
無き旨を申述べ尚又再願をおしとれとも再び別紙を以て  
會津の地を攻取るべき由を命せられたり但し是を仙臺と  
會津との間を離すが爲の謀と見えたり何れ今少し日を經

とらむ委しき事相分るへし

此度の 朝廷の決定を全く薩摩と長州との決議より出たる事あるべし此の如き未曾有の大變革を蓋し 天子を尊ぶの真意より出たるよしをあらざりて只權勢を備へたる名の影有るよし依て之よし及ひしからん故に北方諸大名の不服あるも亦其理無きよしあらす

一橋も只恭順謹慎よしして敢て戰を好まざ

一橋とを即ち 大君の事あり或も前將軍とも云へる處

あり是亦原本の儘よし記す

外國と日本との交際よし付て此未如何成り行くべきや未詳

からす

神戸より西洋二月二十七日即ち日本二月五日よし出たる書状よし曰サトウ京都より歸著す醫官奔リスを京都よし留りて怪我人の療治を成すと

按よ英吉利の醫師を京都よし招く事も薩摩の願よして去る正月二十日 朝廷の許容有りし由あり

同處より西洋三月二日即ち日本二月九日よし出たる手紙よし曰備前侯の家來を外國人よし向て砲發の差圖をかゝる罪よし依て今日誅せらる初を切腹と聞きし頭を斬らる事よし成より右死罪を兵庫の寺院よて行ひ各國の名代一人宛

見分の爲よ出張す

○西洋二月二十六日即ち日本二月六日長崎より出たる

英人書狀の抄譯

此頃中毎日當港在留の軍船より人を出して市中を巡ら  
む然れとも十二大名此地の奉行所を預りより以來其事  
止みとり

十二大名とも即ち薩摩土佐筑前安藝島原大村肥前長州五  
島對馬肥後平戸これなり

此程真偽を詳ならず加賀と越前との間と戦争ありとの  
風聞あり又紀州の兵七千人 大君を征討するが爲よ江戸

へ行きさるとの風聞ありて市中以の外は動搖せり

此節外の商賣を無く只蒸氣船鐵砲彈藥の賣買のみありイ  
ウゼニと名くるゴンボートは十萬ドルにて肥前へ賣れ  
ヒンダと名くる船は十二萬ドルにて長州へ賣れたり今一  
艘タイワンと名くる船も賣れたり買主と直段とも詳なら  
す

四日以前アテリ子と名くる船は是も賣物にて兵庫へ行き  
ロウルを昨日横濱へ出帆し軍船アイカルスは今日箱館へ  
出立す

ペールム船を一昨日上海へ行き亞墨利加船オンワルドを

それより以前より出帆しとす

按よ亞墨利加を既よ局外中立の觸書を出して軍船武器の賣買を禁せり蓋し他國も同トうるべし其布告いまと長崎よ達せざりし前の事ふりやの觸書の文を第二號よ出す

内田彌太郎 譯

西洋新式 縫物器械用法傳習并よ仕立物之事

右器械をシウインマシ子と名く了精巧簡便の品よて近年船來ありと雖も用法いまと世よ弘らす依て去年官命を蒙り横濱よ於て外國人より教授を受け尚又海内利益の爲よ傳習相始めし間望の仕方を開成所へ此尋ふさるべくし付てを傳習の序何よても注文次第廉價よて仕立物致すべくし依て此段布告よ及ふものあり

慶應四年二月

開成所よ於て

遠藤辰三郎



此度新聞紙印行相始めに付は入社おされ度は方をは姓名并に入用の部數小川町開成所内へは申越おさるべき事代銀を前金よても跡金よても一ヶ月毎よは拂の事日本外國とも新聞の類は差越一被下いをく早速植及させ製本呈上いとすべき事

二月



中外新聞  
第二號

中外新聞第二號

慶應四年二月廿八日出板

三月再板

局外中立の觸書

日本は門と大君との間、戦争の起りたる事を布告し、且合衆國人民をして局外中立の規則を嚴重に守らしめんとす。為し左の趣を觸れ示す。

軍船或は運送船を賣り又は貸し、兵士武器彈藥兵糧其外すべて軍事より、とりたる品々を或は賣り或は貸し渡す事嚴禁とする。きものふり若し此規則に相背くし於ては公法に依て之を論ずれば即ち局外中立の法度を破る者として

敵視せらるゝに至るべきものあり  
前文よ言へる如き規則を破る者と軍律よ従ひ其人を捕虜  
せられ其積荷を没收せらる可き事勿論ありことへ局外荷  
主の品とりとも連累の禍を免るゝ事能わざるべし  
日本國と合衆國との條約面の權よ依てことへ我國人とり  
と雖も右の規則相破りとする者を敢て之を保護する事能  
ざる者あり

日本在留合衆國ミニストル

ルン  
ブルケンブルグ

日本兵庫神戸よ在る合衆國居留館よおいて

西洋一千八百六十八年二月十八日即日本正月廿五日

右布告の文各國いつれも同文言よして只ミニスト  
ルの姓名異なるのこ  
渡部一郎 譯

○

佛蘭西の飛脚船最早兩三日の間よ入津すへし向山隼人正  
其船よ乗りて歸府すべき筈あり其他の友人も共よ歸帆の  
者有へけれを定めて面白き新聞多うらんと思はる見聞の  
説も追々次冊よ印行へすし

或人の話ふ京都より置られし伊東某といふ兵庫奉行を以て外國人へ談判有りけるよし此度徳川氏政權を返上ありし上を外國の條約も 王朝は於て新に結ぶせらるべし云々外國人答へて曰 王政復古の事を承知せり去るは條約の儀も各國帝王の調印を致し事故只今即時よし決定すべし各國申合の上本國帝王へ申遣し其差圖を受けて決定すべき事勿論あるべし付て先年以來日本は於て外國人の殺害せられし事度これ有り其外狼籍の所業に至りてはあけて數へるべし此度 王朝は於て政法改革の儀仰出されし先づ其手始めに 天子は調印の書付を

出し玉ふべし其文言を是まで日本國內よかいて外國人へ對し不法を働き或は故無く外國人を殺しし者ありと雖も今度新に政律を改正する上を日本全國に詔を下し敢て右様の所業を致させまじきとの證書あり此の如き證書を得て各國の帝王へ差送り其後改めて條約の事を談判し及ふべしと

○二月廿一日出板横濱新聞の譯文

佛蘭西人泉州堺よ於て殺害せられし事

今廿一日亞墨利加の軍船モノカシー兵庫より當港よ來着

す亞墨利加普魯社以大利のミニストル同船にて歸り來れり英のミニストルを上京の支度にて尚彼地にて滞留す此船の載せ來りし書狀を見るに去る二月九日備前の士官死刑に處せられしを怒り日本人復讐の爲に佛國水夫を許多切害せし由を申越しし蓋し土佐人々又を土佐人の裝をかしし備前人あらん竊に思ふに諸國のミニストル先日備前士官の切腹を止めおを佛國水夫も命を失ふ事無く日本政府に於ても此事件より起るべき災害を免れん右人殺しの一件諸説紛々しりと雖も左の書狀多分を實説あるべし

西洋三月十二日即日本二月十九日神戸より出たる

書翰の文

昨日キウシウと名くる船に一封の書を託すと雖も思ふに此モノカシイ船却て速に到着すへし依て短文を以て一事を報告す

日本二月十五日堺に於て一小船に乗り居たる佛國の水夫共不意に土佐兵隊の爲に襲われ切害せられし者十一人水を泳りて其場を逃れし者を僅に一兩人に過ぎず是れ明白に兼て巧みたる偽計と見え最初より其子細を告る事も無く又水夫の内小船の外に誘出され其後取巻られし者も

有り諸國の公使右罪人を速に刑罰せん事を京都に訴ふる  
に土州を勿論京都政府までも至極心を用ひて之を尋ね出  
し刑して以て外國人は謝せんと欲するの様子あり既に其  
罪人の内捕へられざる者も有之由

昨日神戸にて右の死骸を埋葬す諸國のミニストル悉く葬  
に會す其時墓前にて佛國のミニストル彼死人の同僚に  
向ひ後日必ず大に死人の爲に復讐をさんと云へり  
右死人の内刀劍を以て殺されたる者を只一人にて其餘を  
皆銃丸に中れり或説十六人の内死者十一人と云

并リスサトウの兩人再び京都に入りサトウを土佐侯の側

に在る由

前便に諸國のコンシール皆大坂を引拂ひし由を申送りしが  
英吉利コンシールもいまは彼地に滞在すと云

江戸を攻めんが爲に京都より三萬の大軍を發するとの風  
聞あり

是まで書狀の文あり

右文中に云へる如くキウシウ船に託したる書狀到着せど  
堺に於ての人殺しの始末明白に相分るべし依て其以前種  
々の異説ありとも敢て信せざるべし

○當時横濱在留の商船十八艘軍船を六艘にして英船三佛

第二號

船一亞船二あり

藤野善藏 譯





中外新聞

卷三號

中外新聞第三號

慶應四年三月二日出板

三月下旬再板

和蘭号トルダム新聞譯出

普魯社國新刻の萬國通表より地面の廣さ魯西亞國と波蘭國を合して日耳曼里方積九萬九千二百九十六塊地利國を一萬一千三百零五佛蘭西國を九千八百五十普魯社國を六千三百九十二英吉利國を愛倫國を合して五千七百六十二是を歐羅巴洲内の分あり尚他洲の領地を魯西亞三十六萬九千八百英吉利二十四萬一千五百八十七佛蘭西二萬四千四百二十八あり

人口を魯國六千八百二十二萬七千二百五十二人佛國三千八百零六萬七千零九十四人墺國を大凡三千五百萬人英國二千九百零七萬一千人普國二千三百五十七萬八千人國債を普國の銀錢ターレルよて英を五十三億五千二百萬元その他洲領よ九億一千一百萬元あり佛を三十七億六千萬元魯を二十四億零四百萬元墺を二十三億一千五百萬元普を四億二千八百萬元いづれもターレル錢あり

里程の長短銀錢の相場等を洋學便覽二集よ出

陸軍の人數魯を平時五十萬八千人戰時九十七萬八千人佛を平時四十一萬七千人戰時八十萬人普を平時二十六萬四

千人戰時六十四萬七千人墺を平時二十五萬人戰時六十一萬九千人英を平時十三萬九千一百三十三人此外非常の時よ呼集むべき兵數陸軍十二萬九千人海軍六萬八千人他洲の兵二十一萬三千二百九十人あり

軍船を英六百廿八艘大砲九千一百五十八位あり佛を船數四百七十三砲數七千七百四十七魯を船四百二十五砲二千一百八十六墺を船九十一砲一千零く四普を船八十四砲四百八十四

商船の數を英二萬八千七百八十七艘尚其他洲領よ九千七百三十四艘あり佛を一萬五千一百八十四普を三千一百十

八魯を三千三百四十塊を四百九十五艘

右此數を毎年増減ある内は普魯社を去年戦争の後益盛大とあるべき勢あり尚加藤弘藏の著せる西洋各國盛衰强弱一覽表を參考すべし

佐々木貞菴 譯

○雜報

去月京都よて久我中納言を大和國の鎮臺を命せられ東久世前少將を兵庫港鎮臺醍醐大納言を參與國內事務掛り兼大坂鎮臺宇和島少將を外國事務總督兼大坂鎮臺を命せられとる由の報告あり

東海道鎮撫將軍橋本少將柳原侍從を尾州并は薩州等の兵を率めて既は箱根よ來著す

小澤雅樂助といふ者元を關東の賤民あり一が偽て勅使の先導と號し甲州に入りて恣は令を下し容易あらざる企あり然るは其偽とる事露顯して此頃召捕られとる由

此度泉州よて殺されとる佛蘭西人の一條只今土州并は京都へ談判最中のよし解死人を勿論莫大の償金を出すべき旨嚴しき應接ふりと云ふ多分不日は戦争よ成るべしとの風聞あり

英吉利の海軍教師を既十日程以前皆江戸を引拂ひ一ダ  
佛蘭西の陸軍教師をノロンを始め尚江戸に逗留せり然る  
は泉州の一條起り一故は二月廿六日皆悉く横濱へ出立す  
何れも戦争の用意をなすと云ふ

或る外國人の話よを堺よて殺されたる佛蘭西人を最初小  
き川蒸氣船に乗込に測量よ出たる者廿人程あり其内僅よ  
三四人海へ飛入りて命を助りたりとれど死者十六人ふりと  
云ひ或を十一人とも十二人とも云ふ其時亞墨利加人も土  
州の固め居り一近邊へ來掛り一ダ山手の方へ道を替へて  
通行せ一故無難よ濟みより若一押て其邊へ行き掛りふを

亞人も必ず打拂をる一き様子よ見えたり扱此事よ付土州  
人の不法ふるを言ふ迄も無く薩州長州も亦罪有り當正月  
以來大坂兵庫近邊の警衛を薩長兩家よて心得居る由兼て  
外國人へ通達これあり然るよ此の如き始末よ及びよる事  
全く薩長の無念かれど佛蘭西人大擧一て罪を問ふ一きを  
勿論英吉利も佛蘭西と互よ相助力すべき條約有るよ付此  
度を英佛合一して薩長土の三州を伐つ一き理かりと云  
横濱ドルの相場此十日程大抵替る事無一ドル百枚よ付一  
分銀二百九十八より二百九十九の賣買ふり即ち一ドルの  
相場銀四十四匁七分より四十四匁八分五厘よ當る

○  
此新聞紙追々入社の方も多く相成ひ故尚更職人を撰み出  
精いさし植ゑさせし間今月より一ヶ月は六冊宛無相違  
出板可致し尤別段珍しき新聞これ有る時を日限は拘もら  
ず臨時は立相弘め可申事

摺立の度毎は江戸中書物屋へも差出し間何方よても摸  
寄次第よては求ふさるべき事

中外新聞賣弘めとき者を開成所へ申出づべき事

新聞紙の文章むづろしきといふ評判あり依て此次よりそ  
平らふを多く相用ひ博學の笑を顧み不事

追加

今川刑部大輔跡部遠江守若年寄は任せらる

或る處よて按摩渡世をする盲人の家よりくれ居とる浪人  
一人を召捕り其所持の荷物を改めしは外の物を無くして只  
神社佛閣の札の板木を澤山持ち居たり去年諸國は神符の  
類を降らせし者皆此輩の所業なりし事いよこ明白あり  
第二號は佛蘭西飛脚船近日到着すべしと言ひしが既は九  
五日へーシと名くる船上海より横濱は到着し向山氏も歸  
府すボードインをいまだと來らず

○コルクの黒焼留飲并コロリは効能ある説

民間醫方の書に留飲の癖ある人毎日コルクの黒焼を粉にして水よて一日は三度ツ、用ふれを必効能ありといふ説を記せり然るは新聞紙に左の奇説あり

コルクをフラスコの栓とする木あり

英吉利船去年海上よて俄にコロリを煩ふ者三十人程出來せしはコルクの黒焼を粉にして水と乳汁とよて頻に用ひ皆全快せり是を天竺地方よて民間に用る藥方ありとぞ

○今日左の書狀の寫を得たり即ち外國人より或る人より贈りし書狀の譯文あり 三月二日追記

於横濱千八百六十八年第三月廿三日即日本二月晦日

一封兵庫より到着せり○本月十九日はパークスロセス并ポルスブルク上坂に於て伏見に著し廿一日京都に到り廿三日或は廿四日 天子に謁見せん事を期せり

本文の人名を英佛和蘭三ヶ國の公使より日附十九日  
を日本二月廿六日かり推て知るべし

土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ且十五萬ドルの償金を拂ふ事よ成たり謹言

卷三



中外新聞

第四號



第...號

中外新聞第四號

慶應四年三月六日出板

三月下旬再板

京都より諸州への布令書

今般 朝政は一新に付ては萬民に撫恤の俛を專要之處當  
今は國內多事の折柄に付自然安民の道等閑に相成は際  
乗と不逞の徒妄りて奔走し名を勤 王に假り良民を欺罔  
して金穀を貪り殘忍に民力を驅役いとし甚以ては撫恤の  
趣意に齟齬いとしは後も多分これあるべくは問民間の  
苦情に於いては假令 朝政に觸れは事よても聊無忌憚可  
申出は尤領主地頭等よおいても厚き御趣意を以て民間よ

り訴へ出い節を速ふ大政官へ言上致すべくい尚又差掛り  
い件く左の通り仰出されい間領主地頭より厚く相諭い  
様致すべくい

但し従前の弊習を追て言語壅蔽の事も測り難くい間  
民間の者より直又大政官へ訴出い依も勝手次第の事  
一五畿七道諸宿驛之依是まで迎も印鑑これなきものを繼  
立申間敷等の處近來宮堂上家來ふと、唱へ印鑑引合も  
無之のみあらず無賃錢よて人馬繼立剛談いとい者有  
之趣以ての外的事よ人間以來印鑑引合これ無く且賃錢  
跡拂等よてを決して繼立申間敷事

月 日

右之通從 御所を仰出い事

○英吉利人の著せる日本紀事の一編

横濱新聞紙タイムスより抄出す

日本の國運循環一徳川氏其幸福を失ひ一橋の名をトめて  
會盟の列に加えらんとす此人を水戸の子あり水戸を平生  
騒ぐべき國柄よて血統爭論の絶ゆる間無し此人一橋の養  
子とあり島津三郎の撰擧よよりて大老の重職よ昇りたり  
是を三郎の術數を行ふ爲あるべし其後幼き將軍よ深く信

用せられ竟る將軍の職を嗣くに至り外國同盟の助を以て  
 其身の幸福を全くせんと謀り世を驚らす程の大事業を成  
 さんと欲し其事を 天子は奏聞す扱 天朝は兩度政權を  
 返し兩度これを賜えりとり夫より大坂兵庫開港の期限は  
 及び日本は於て尤威權ある外國人は接遇し我等をして其  
 昔日の威權よりも強き事を證せしめたり其勢實は盛なり  
 と言ふへし然るは其後俄は兵を出し襲攻の企利あらすし  
 て今年第一月夜は乘り都城を棄てて逃れ出しつゝ其兵を  
 敗走し其勇氣を挫け其王權全く已を去り是はおいで徳川  
 氏の大統は居ると雖も同盟の大名もを見離され家臣を叛

き今に至りては進退共に窮り二三年前威權の盛なりし時  
 節は比すれを榮枯判然として地を替へたり嗚呼何ぞ其衰  
 ふる事の甚しきや扱江戸は歸りし後其家にて舊來委任  
 せし重臣を廢し昔時の法則を去り大は改革を成したり是  
 まて一橋を知りて其人を重んせし人も夫等の事を指し  
 て英邁の所業として尊むべき大決斷ありと稱譽す然れと  
 も其布告の書は云へる所を見るは彼の深意は何の用も  
 成らざる事を指して大切の事と唱へたり  
 此頃旗本中は示したる書面を得たり其文左の如し是れ今  
 度家政改革の様子を見るは足るべきものあり

連年政府の入用莫大の事よて意外よ出さり依て海陸軍の  
兵備を充實よせんう為よ心おらすも汝等の知行の半高を  
昨年中借り上る事よ至れり然るよ方今の場合よてえ汝等  
の俸祿不とんと無きよも及ふべし

注よ曰南方よ在る領地を失ひしよよりて其歳入八百  
萬石の處今を僅よ二百萬石よ減トさり

是れ予が悲歎の事よして聽くよ堪へざる處あり故よ予今  
悉く舊律古例を止めすへての入用を格外よ減せんと謀る  
予いふよも臣下よ對し深く氣の毒よ思へとも汝等先祖以  
來承け來りし知行を引續きて與ふる事よても出來ましく

思たる是よ依て自ら力を盡して日用を減ト衣食を言ふよ  
及むず少しの費用とりとも省略し是を以て生活の道を立  
てん事予が心願あり然る上も汝等家事を始めすべての入  
用を減略すべし依てえ如何程の高官を勅むる者と雖も一  
人よて騎歩し不自由かりと思ふべりらす實よ今日よ至れ  
るも皆予が一身の過より起りし事故よ予を深く恥ぢ深く  
悲む所あり付てえ生計の爲よ暇を乞ひよとき者を予よ於て  
これをあすよ忍びすと雖もその志す所よ任すべけれど願  
書を出すも妨げ無し

一橋此號令を出せしより自ら其行を慎み京師より怪我人

到着せしは只兩三人の家來を携へ度く見舞ひかど是あり  
一橋敗歸の後ふれは謁見せし外國人皆その狀の温雅より  
て貴人の體を失をさるを稱し今不幸よりて浮雲を掩され  
これとも全く滅亡せん事を極めて惜むべしと言へり然れ  
を一橋を此國においてを固より凡庸の人よあらざるを知  
るへし且我等は對しては毎は親友の情を失をさるを必定  
あり

○二月廿一日越前宰相參 朝仰付られ中山徳大寺

兩卿より相渡されし書付

慶喜謝罪之狀東征大總督を置られし上を右の手を經す  
て言上の儀を 聞し召され難き筋は付宜く其順序を以て  
執奏これありしを、 思召の旨可被 仰出は事

右を 大君は謝罪の書を越前老侯より

天朝へ差出されし故あり

○雜報

佛蘭西より歸りし人の話は只今歐羅巴諸國太平無事あり  
去年ガリバルヂと羅馬法王と度、 戦争あり法王方敗軍多  
かりしが佛蘭西の援兵大にガリバルヂを敗りてこれを擒  
よす其後至て静謐ありと云ふ

江戸在留の外國人追々横濱へ引拂ひしに依て開成所も在留せし和蘭醫士理學化學二科教師ガラタマも當月四日横濱より出立す

河津伊豆守も若年寄外國事務總裁元の如し○跡部遠江守を願ふ依て此免○林大學頭も寺社奉行並とある

當月九日を西洋第四月一日よて江戸開港の期限あり普請おとも追々出來これとも此末高賣の盛衰いづゝあらん料り知ること能はず

會津の藩士も悉く國元へ歸り上方よて怪我せし者も療治中ありしは皆江戸を引取たり

中外新聞

第五號



第  
五  
號



中外新聞第五號

慶應四年三月七日  
三月下旬再板

○江戸市中への觸書

勅使は下向の儀に付ても都下の人心動搖いとすまじき物  
にも無之の儀ともうくまでは恭順は丁寧の儀取扱を以て  
は迎へ遊をされの儀をいさゝるは二心これ無き儀を  
天朝へはあり遊をされの儀にてうからずは不當の儀處  
置をこれあるまじき事と思ひ召されの儀に間 勅  
使へ對し失禮の所業等決して致すまじくは右に付非常は  
警衛のよめ夫も固め等建させられの間都下人民いづれ

も心得ちがひの所業決してこれかき様精々可被心付の事

辰三月

奉行

○三月二日渡

注意之書付

此程相觸れは通京都表よりは軍勢は差向相成實以て奉恐  
入の儀は付只管恭順謹慎 此沙汰相待ちの事は付官軍へ  
對し決して粗忽の舉動これあるましくは右を 天朝へ對  
し恐入の儀を申までも無之見府下百萬の生靈を塗炭に陥  
入れの様相成の儀は付實以て不忍次第は假令忠義の心  
は出は共此旨は相悖りは者を我の意は背き人者は付予が  
身は又を加ふるも同様の儀は付此旨篤と相辨へ心得違ひ  
無之様よいとすへきもの也

○

町奉行黒川近江守は留守居は轉ト松浦越中守代りて町奉  
行とある○梅澤孫太郎妻木多宮を大目付○酒井安房守を  
寺社奉行並

○

近々官軍問罪の舉ありと聞く臣子の分只一死あるのみ何  
そ患とするふ足らん其曲直是非に至りてを強て今分別を  
論せず暫く空漠は附し百歳公議の人を待つのみ即今米利

堅の報告よ云官軍兵庫の居館を襲ふ故よ砲墩を開き兵士  
を分ち其地を堅守し軍艦を呼ぶと英佛も亦然り長崎地方  
の如きをいまよ其確報を得すと雖も恐くも同轍よ過ぎさ  
るへし斷然これを聞て痛哭悲歎よ堪へず遠くを印度の敗  
近くを支那の地長毛官兵其是非曲直を鳴らして同屬相食  
し西洋諸國其虚よ乗す 皇國亦殆同轍よ陷らんとす口よ  
勤 王を唱へて大私を挾こ 皇國土崩萬民塗炭よ陷る事  
を察せず是を何と云えん臣上進して微衷を愁訴せん  
す然れとも有罪の小臣我が主と一死を待つもの然れとも  
此千歳の遺恨を何如せんや斬首前よ在れを黙止するを得

ず冀くも此微志を以て參與闕下よ代訴せられんことを誠  
恐謹言

辰二月

徳川陪臣 姓名

右京師或る人の書狀中よ之を得たり依てこよ附記す

○京都よて英國公使痕を受けし事

今日不圖驚くべき一新聞を得たり即ち英國人書狀の  
譯文あり依て紙數未滿かりと雖も期日を待たずして  
之を印行し急よ看官よ報告す兩三日の間よ必詳説を  
得て再び譯出すべし

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日於橫濱  
江戸某公足下呈す

亞墨利加の蒸氣船ローウルと號する船今朝兵庫より到着  
せり去る廿二日即ち二月二十九日佛國公使ロセス及び和蘭  
公使ポルスプルック 皇帝陛下に謁見す次日即ち二月卅  
日英國公使ハルリーバークス京都に於て 皇帝の宮殿へ  
昇らんとする途中よて卒爾に襲撃せられ自身も少く疵  
を被り外英人九人疵を受けたり其内二人を最深手ふり是  
に依てパークスを 皇帝に謁見せずして大坂に引返りと  
り英佛及び和蘭の官吏等直ちに横濱に歸る事を決せり

此報告尚いまと詳を悉さずといへとも多分相違無りるへ  
きものあり

英吉利在留館 某

副啓 歸港の上日本の兵卒即ち浪人輩を殺害すべしとの  
風説あり

○  
向山隼人正若年寄に任す

第五號



中外新聞

第六號

中外新聞第六號

慶應四年三月十五日

横濱新聞の抄譯

一千八百六十八年三月二十六日日本三月五日記す

昨夜飛脚此地に到着しハルリーパークス君京都に於て天子の禁闕へ趣らんとする途中にて襲われ其護衛の騎兵九人手疵を受け日本人一人殺され一人虜とありとる旨を報告せり

此事に付ては風聞まちよゝいていまだ何者の所為とも分り難し但し怪我人を九人よて其内二三人を死し

さる由パークスを其乗りさる馬を斬られさるのみよ  
て自身よを怪我とれ無き由あり

此事件の末如何成りしやいまどこれを聞らす然れとも佛  
蘭西蒸氣船ドブレイ并よ英吉利蒸氣船エドヘンチール急  
よ大坂よ出立せり是れ益し公使等を迎へ歸らん爲あるべ  
し  
此度も公使等實よ彼兇徒等の信すべからざるを知り自今  
以後決して右様の異變無うるべき處置を行せん事是れ我  
輩の欲する所あり

最早寛大の處置を行ふべき時よあらす歐羅巴人米利堅人  
身よ一毫の罪無くして命を失へる者既よ三十人よ及びり  
此後うくの如き枉死の數増加せん事疑ひ無し然れど手荒  
き處置を行ひて日本人の暴惡を止むべき事當然かり

先日佛蘭西ミニストルの為せし處置を甚手早くして且其  
目的を得るの良策よて此地よ在る外國人等極めて敬服せ  
り此度英吉利ミニストルも亦宜く是よあらふべし

先日佛人十一人塚ふ於て殺害せられしうぞ佛國公使  
五ヶ條の事を三日間よ決斷あるへき旨若し三日を過  
きいそゞ直様兵を差向け可申云くの趣を京師へ掛合  
よ及びさり是よ依て五ヶ條共よ速よ行をれさりと云



右ケ條の第一ニ 朝廷より書面を以て罪を謝せられ  
第二ニ外國事務總裁自身ニ佛船へ往きて謝し第三ニ  
土佐の士官兵卒亂妨せし者を刑し第四ニ土佐人  
脱劔せずして外國人の居留地ニ立入るを許さず第五  
ニ償金十五萬ドル此五ケ條ありと云ふ

外國人の枉死亦夥し一ニ米利堅人十人水死し次  
ニ佛人十一人殺害せられ又此度 朝廷の賓客として懇  
招待を受くべき英吉利人故無くして襲われたり

コルシカ人の語し一人殺さるれども一人を殺すといへる事  
あれども吾等も是ニ倣ふ事無く宜く一人殺さるれを千人  
を殺すの心を以て復讐を行ふべし吾等一度命令を下せし  
日本ニ外國の才智兵力ニ屈服せざる事を得ず日本人若し  
頑固あるときニ遂ニ印度人の轍を履むに至るべし

日本人ニ歐羅巴米利堅等ニ往きて其國人の如く自在ニ歩  
行するも妙無し何故日本にて外國人ニこれを許さざる  
や畢竟日本人をして其陋習を改め公平の法を守らしめん  
る爲ニ大軍を上陸せしめて國內ニ攻入り軍艦を以て海  
岸を圍まざるを得ず

即今兵庫と神戸との間の門を閉ち外國人の通行を禁せり  
何故とも解すべからず何の道理ニ由て此の如く吾等の自

由を妨ぐるや夫れ條約を正しき道理を行ふん事の請合ひ  
あり然るよ此國民を何故道理よ背ける事をあすや彼等實  
よ敵對を好むや又を唯戯れありや其裁判をミニストルの  
處置よ在るへー

黒澤孫四郎 譯

○

京都よて肥前肥後二藩と薩藩との間よ不和の事起りたる  
よ一専ら風聞あれども未詳ならず

横濱へ出ー置きたる戍兵皆此度江戸へ呼返ーよ成とり然

るよ二三日以前其内三中隊程脱走ーとり

此節諸藩を言ふよ及をず旗本の士も脱走者少うらす近日  
歩兵局の或る頭分の人も一人行方と知らずと云

甲州路よりの報告よ近藤勇百餘人の兵を引連れ甲州を指  
して往きーよ是よ先とちて甲府城既よ敵手よ落とり依て  
府城よ入る事能えず退きて屯守せーよ敵より兵を出して  
急よ襲ひ掛りーろむ已む事を得ず一戦一勝利を得とり然  
るよ敵兵再び來り攻めーよより此方を援兵無く衆寡對一  
難く大敗よ及べりと云

上方より來りー人の話よ 天子遷都の説紛くとり或を曰

薩州長州の二侯 今上を勧め奉りて浪華は遷るの議を建  
つ然れとも京地の民人不服ありと或は曰外國公使等屢く  
參 朝を請ふ議者曰夷狄をして 禁闕に入らむるも不  
可あり宜しく浪華は行在所を設けて彼等の拜謁を受けさ  
せ玉ふへくと此説速は行をれさる間は各國公使既に入洛  
せしより去月晦日の變事も出來せりと云ふ其詳なる事を  
未<sup>レ</sup>これを聞く事を得ず

○ 英佛の兩ミニストル當月十日歸著す

中外新聞

第  
一  
號



中外新聞第七號

慶應四年三月十八日  
四月再板

京都御觸書四通

先般外國御交際之儀 獻慮之旨仰出され候に付ては萬國  
普通の次第を以各國公使等御取扱に爲在候然る處此度  
御親征御出輦遊をされ候に付ては餘日も無之由事に付  
各國公使急に參 朝に仰付に付此段相達候旨に仰出候  
事

右之通被仰出候間洛中洛外山城國中寺社共不洩様早々可  
相觸ものふり

二月

此度西洋各國公使并に附屬の者追々入京に間市中徘徊可致且參内の砌等總て不作法の儀無之根急度相心得可申事

二月

今度御一新の折柄は交際も被為在に付てを指向為融通洋銀一枚に付金三步の當りを以て差支無く交際可致旨被仰出に間銘々無疑念通用いとすべくは

二月

近來處々よかいて暗殺せられに内よを罪狀相認死骸も添有之にも少うらす何れも陰惡陰謀相憤りての所業も可

有之に共全體不埒の者共も篤と吟味の上刑典を以て嚴重の法裁許被仰付に事も付大政は一新の折柄猶又は為筋を心掛公然と可申出之處其儀無く私に殺害いとすは朝廷を不憚仕方も付右等の者これ有るに於てを吟味の上屹と嚴刑も可被處に間心得違無之様可致事  
右之通可相達旨刑法事務總督衆に申渡に仍申入に也

正月

參與 役所

○勅書の寫

日本國天皇告諸外國帝王及其臣嚮者將軍德川慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之乃云從前條約雖用大君名稱自

今而後當用換天皇稱而諸國交接之職專命有司等各國公使  
諒斯旨

慶應四年正月

睦仁 御印

○開港延引の報告 英文の譯

方今日日本政府の形勢一變するに因り江戸及び新潟を安全  
よおさんる爲に暫時其開市開港を遏むべし而して日本在  
留英國女王殿下の特派公使全權ミニストルと事態治定す  
るに至るまで右の都府及び港に英國人の居留するを危険  
あるべしとの説を守るべし

是を以て全權公使も英吉利人は告知す來る第四月一日即  
ち日本三月九日右二ヶ處の開市開港を暫時延引して他日  
英人右兩處に居留安全を得且交易を成すへき節に至り速  
に報告すべきものなり

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英國女王殿下の公使館

○三月八日營中にて於て布告の文

當節柄小給の者共別して難澁にも可有之に間格別の譯を  
以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を

百俵より付八十兩の積を以て此節取越し被下は尤差向米渡の分のこ相渡よて可有之は

但布衣以上は役金被下は向を二百俵以下よても相除き候事

右之趣向へ可被達事

三月

○ 此節亞墨利加サンフランシスコ港米穀至て拂底高直の由より付日本より米を遣えしとらむ土人も悦び且日本よも利益あるべしとの噂あり

英佛の公使皆京都より歸着す英人サトウも亦歸りて伊子長應寺前の寓處に在り

去月晦日の狼籍者を全く浪人よして其場所よて切殺され又を生捕とかり三月四日刑罰を行えれ全く事済よ成とる由且又英公使を三月三日滞ふと參朝拜謁せし由サトウの物語ふり

横濱を當時英吉利赤備兵隊警衛す四五日前薩州人の出入を止めし事あり何故とも分り難し或る説よを薩人不圖外國の婦人よ戯れし事ありし故ふりと云ふ



○薩藩大久保市藏の建白書

今日の如き大變態を開闢以來いまだ曾て有らざる所あり  
 然るは尋常定格を以て豈これに應ずへけんや今一戰官軍  
 勝利とあり巨賊東走すと雖も巢穴鎮定に至らず各國交際  
 永續の法いまだ立とず列藩離叛一方向定まらず人心洶々  
 百事紛紜として復古の鴻業いまだ其半に至らず纔に其端  
 を開きとる者と謂ふへ一然れども 朝廷に於て一時の利徳  
 を計り永久治安の策をふさざる時を則北條の後より足利を  
 生し前姦去りて後奸來るの覆轍を踏せられ候も必然なる  
 へ一依之深く 皇國を注目し觸視する所の形跡に拘らず

廣く宇内の大勢を洞察し玉ひ數百年來一塊とする因循の  
 弊を一新し國內同心合體一天の主とするものを斯まで頼母  
 すべき物と上下一貫天下萬民感動泣涕いとし行程のは實行  
 を舉行せられん事今日急務の最急なるべし是までの通り  
 主上とす奉るものを玉簾の内は在し人間は替らせ玉ふ様  
 は僅に限りある公卿方の外拜し奉る事も出來ざる様ある  
 は有様よてを民の父母とする天賦のは職掌よを承戻しする  
 譯おれを此は根本道理適當しは職掌定まりて初めて内國  
 事務の一法起るへ一右の根本を推究して大變革せらるべ  
 きを遷都の典を擧げらるるよ在るべし何とおれを弊習と

云へるを理よ非ずして勢よ在り勢を觸視する所の形跡よ  
歸すべし今其形跡上の一二を論せんよ 主上の在す所を  
雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顔を拜し難き物よ  
譬へ 玉體を寸地も踏玉をさるものと餘りよ推尊し奉り  
て自ら分外よ尊大高貴ある物の様よ思召され終よ上下隔  
絶して其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫の  
大綱よして論無き事あがら過れを君道を失えしめ臣道を  
失えしむるの害あるべし 仁徳帝の時を天下萬世稱讚し  
奉るを外あらず即今國よ於ても帝王從者一二を率して  
國中を歩行き萬民を撫育するを實よ君道を行ふ者と言ふ

可し然れを更始一新王政復古の今日よ當り 本朝の聖時  
ふ則らせ外國美政を壓するの大英斷を以て舉行せ玉ふ  
へきを遷都よ在るへし是を一新の機會として易簡輕便を  
本として數種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履  
行せられ命令よび下りて天下慄動する所の大基礎を立  
推及し玉ふよ非れを 皇威を海外よ輝し萬國よは對立あ  
らせられし事不可叶

一遷都の地を浪華よ如く可らず暫く行在を定められ治安  
の體を一途よ居る大よ成す事あるへし外國交際の道富國  
強兵の術攻守の大權を取る事海陸軍を起す事よ於て地形

適當なる一尚其局々の論ある一けれども贅せず

右國內事務の大根本よ一て今日寸刻も怠る一うらさるの  
急務と奉存い此義行をれて内政の軸立ち基本始て舉行ふ  
一若一眼前些少の故障を懸念一他處よ移りいをゞ行を  
る一き機を失一皇國の大事終よ去る一仰き願をくを  
大活眼を以て一新トて急卒は旅行あらん事を千祈萬禱一  
奉りい死罪

大久保市藏

○ 帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩 君上よ代りて謝

罪の歎願書を 天朝よ捧げん事を議一其内四家の重臣先  
摠名代とかりて上京一當三月二日太政官辦事傳達所へ罷  
出中川大炊よ頼て右書面を差出せ一東園殿は落手相成  
追ては沙汰可有之旨を仰聞い

右名代四人を佐倉の倉次甚大夫小田原大久保彌右衛門上  
田の掛山政右衛門佐野の西村鼎是かり戸澤諏訪兩家も初  
も連名かり一追て除名せ一由其故未詳

外様よても仙臺二本松米澤を初め徳川氏の爲よ力を盡  
寛大のは處置を乞ふ者多一

一橋玄同殿も東海通へ出て 勅使よ哀訴せられ勝安房守

等も周旋盡力少くらず

兵庫よて何者とも知れず英吉利コンシルの旅館へ忍込み  
コンシル夫婦を殺しとる由の風説有り虚實未詳

○京師よりの布告

一大藩三員

一中藩二員

一小藩一員

右に今般、王政は一新仰出され輿論公議を執り候は趣意  
を以て各藩より貢士として太政官へ差出し候様仰出され  
は條其は趣意は相基き國々の國論も相代るべき者人撰  
有之差出し候様 此沙汰候事

但右拜承當日より五十日を限り差出し可し其者參著

次第辦事役所へ可届出事

一各藩より徴し仰付られ候者を奉 命即日より 朝臣と

相心得勿論舊藩は全く關係混合これ無きは趣意は間此

旨厚く相心得可し事

一大藩 但四十萬石以上を唱

一中藩 但十萬石以上三十九萬石に至るを唱

一小藩 但一萬石以上九萬石に至るを唱

右の通諸侯石高を以て三等は區別相立候様は仰出し事

二月

諸藩より江戸開成所へ被擢又と雇よ相成居ゝ者名元取調  
早速辨事役所へ申出以被仰出以事

二月

○

横濱只今在留の高船廿九艘軍船も英吉利五艘佛蘭西二艘  
亞墨利加二艘宇漏生一艘通計十艘あり  
ドル相場少し下落の方あり一枚に付銀四十三匁五分より  
四十三匁六分五厘

此新聞紙追々部數多く摺立以て付為取締表紙に朱の印を  
押し以て此印無き本も書林にて決して取扱ふべからず

中外新聞

第八號



中外新聞第八號

慶應四年三月廿一日

四月再板

三月十五日の内觸書

此度 征討使は差下相成今十五日江戸表に討入の風聞  
有之に付は歎願相成に處 大總督府へ伺濟まては討入  
の儀見合に昔參謀西郷吉之助相答に付屋敷并は市中其  
猥に動搖いと意外の不都合相生しては以の外の儀に  
付諸事静穩にいと沙汰相待に松可致に

三月

○

此頃中世上の風聞は三月初旬京都にて騒動ありと云ひ  
或は今日二日一戦ありと云ふ噂あれども全く傳聞の  
誤あり信用すべからず

數日前上方より來りし人の話は近頃薩長二藩より京都に  
領地を獻するの議有り薩州を十萬石を奉り長州を先年侵  
掠の地を獻す可くと云ふ此二藩を多年の骨折よて 王政  
を復しは加増をも願ふ可きと却て自ら地を獻せんとする  
を大に諸侯の地を削らんとする下心あるへり或る説は加  
賀を既に此事を聞きて十萬石の地を獻すべき旨を申出せ  
しは薩人の取扱よて半高を差上く可くと云ひければ加州

人大に不平ある由其他詳ある事はいまご相分らざれども  
京都の議論を多分諸大名の半高を差上げさする事は成る  
へりとの風聞あるよし

去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み毎日市  
中を巡見す然れとも先く平穩よて市中の者一同少く安  
堵す何卒暴發の異變無之に致しとさき事あり此度々くの  
如く穩あるを 日光宮様のは取扱殊に勝安房守の盡力よ  
て參謀西郷某の周旋に依り平和に成るとの由あり

○は觸書五通

近日以來追々同志を相うとらひ隊名を私に唱へ甚しき者



を本勤有之輩といへ共私に隊へ加えりし者も有之哉と相聞え心得違の事より以後右様の儀を不相成し尤は爲筋見込有之者も各其頭支配へし立差圖を受く可くし

三月

近國村民騒立しに付爲鎮撫に差遣し者の内より脱走しし官軍へ對し不都合の所爲も有之哉の趣相聞え右を兼く仰出されし趣意に相背きし者共し付嚴重の處置可有之に付てを此上心得違無之に可致し

三月

此城田安中納言殿へは預中の儀に付諸向を田安殿に屋形

へ罷出は用取扱し様可致し委細之儀を大目付に目付可承合し

三月

三海道官軍は陣營宿外近傍へ分隊止宿相成しに付其段寄りと向くへ通達しとさる可き事

三月

東山道總督岩倉殿は先鋒四谷新宿へ逗留に致し處同所宿少の趣よて市谷尾張殿屋敷へ今十八日繰入相成しへともは進撃の儀よを無之に間市中鎮静しとて失禮無之様嚴重相心得可申し

三月

○ 尾州侯市谷屋敷へ入るも多分土州因州の兵ふり本郷高輪へも多く入込み既よ昨今も城内をも遊歩す

近頃板倉伊賀守も行方を知らず小栗上野介を采邑の邊よて土民の一揆よ襲むれ其後如何ふりーや近藤勇も敗走の後行方詳ならず其外有名の劔客西洋學者醫師等去て他郷よ往きー者頗る多し

日光古門主昨廿日駿府よりは歸輿よ成とりは對談相整ひーや否と次冊よ記すべし

○

酒客を多く病を發し長生し難き事古今萬國皆然り但し左よ記す一人の如きを奇ふりと謂ふべし英吉利人の手記よ曰ハムブルグの商人ホン・ホルンといふ者此二年の間一商社の長たりし故平日往来せしぐ此年數の間よ同人の飲むる酒の多きを積り見るよフランスの數三萬五千六百八十よ及べり是を平均算當すれを一日の酒量大凡四壺半よあたる只今年齡九十歳よして尚壯健かり此二年の内よ平常より少く飲みしを只兩日ふり一日を妻の葬式一日を娘の婚禮の日ふりしと云

○  
三月十三日出京都友人の書状より洛中至て平穩よて何事も無之市中一同安堵いと居いと趣且又遷都の事も付て朝廷よても色く此評議これ有る由おれとも容易よ此決定よも相成申間敷い但し今上よも近く大坂へ行幸あらせらるべき由

右書状を慥ある便よて信用すべき者あり今月初旬上方よ騒動あり趣或も天子比叡山へ行幸あり途中よて鳳輦を奪ひ奉りおど種くの妄説有之い間世人の迷を醒さん爲よことよ記す

又三月十一日出京都書状より曰朝廷彌外國通信の開きよて既よ去る三日外國人參内相濟し尤去月晦日參内途中亂妨人有之い共右之儀を早速此談判濟よ相成りい去る九日主上太政官役所へ行幸此座い前後の此固めを銃隊よて矢張西洋太鼓を打おらし長門少將を立烏帽子直垂其外を皆衣冠よ此座い仁和寺宮をいまよ此髪延び不中白き直垂を召馬上よ此座い主上を此輦よ召召い拜禮の者山の如くよ此座い京坂至て穩よて婦女子とも群集いと花見等よ出掛し暴ふる士至て少く町人おと大よ悦び居い様子よ此座い



中外新聞

第九號



第八號

中外新聞第九號

慶應四年三月廿八日

夫れ新聞紙の起原を尋ぬるに佛蘭西國にて寛永年中レ  
ノウドといふ人始めて新聞雜説を集めがもとドフランス  
と名けて之を板行し英吉利にては寛文三年ロゼルレスト  
ランジといふ人セ子ラルインホルメーランと名けて始め  
て開板せしと云ふ扱近代に至りては西洋諸國を言ふに及  
ばず近くは唐國の上海香港印度のシンガポールセイロン  
等を初めサントオウ島の如き小國に至るまで新聞紙局あ  
らざる國無し新聞紙を人の智見を廣め士農工商各其職務

も付て益有る事を衆人の知る所ふれど論を待とす然れとも其行をるゝと行をれざるしを一を國風の異同は因り一を新聞紙の體裁は因る國人新聞を好むと雖も記す所悉く虚妄ある々或を陳腐あるときも看る人倦みて之を廢す又著述の體裁を宜しけれとも忌諱多くして朝政は關する事を書記するを禁せられ或を實事を記すも芝居狂言の文句の如く地名人名を取替へて傳ふるが如きを亦人の喜ぶざる所あり英吉利人を殊は新聞を好む其國法書物の著述は禁制無し故は新聞紙の内は國政を批判し役人を謗る等の事あれとも少くもこれを咎むる事無く却て廷議の

参考とふす是故は英吉利國を新聞紙の盛かる事世界第一より數年前新聞紙局の數ロンドン府は百六十ヶ處其他諸州は二百三十二ヶ處愛倫は百十七ヶ處蘇格蘭は九十四ヶ處ありと云ふ今も是も倍す可しロンドンは出る新聞紙の最多く行をる者一度は七千萬枚を摺出すに至る扱横濱よて英人の新聞紙を摺り始めしを去る文久三年以來より今も其家三軒あり又西洋文を翻譯せし者二三種既に出つと雖もいづれも外國人の手は出さる者ふれを日本の新聞紙とも言ひ難し吾が江戸の開成所よて七八ヶ年前出板せし事あれとも其頃を看る人も少く且故ありて程無

く中絶せり然るは此度吾等の社中よて海内海外の事を雜  
へ記し出板して公行せしは市中を更あり近國よも速は弘  
まりて僅は一ヶ月の間既は購求する人千五百名よ及へり  
世人新聞を好むの時勢これよ依て察すへく文運の開けし  
るも亦推して知るは近頃京都よては太政官日誌といふ  
書板行ありて世は行ゆる然れとも是を 朝廷の公告おれ  
を吾等が會社の著述を以て竊は比較せん事恐れ有りされ  
を民間は行ゆるは日本新聞紙の濫觴を此中外新聞ありと  
言はんも亦過當よを非るべき歟

○

大樹公上野の岡よ寺ともりしはまふよしうけよまを  
りけれを 井上文雄

あそれ君うきともります此うへの世の中いけよありう行  
らむ

述懐

作者不詳

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南柯  
入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移去月  
黑橋頭啼子規 或云會津侯之作

題しらす

伊達自得 紀藩

三吉野の雲井のさくら此春をいうあるいろよさきよ不ふ



らむ

風をのみうらむもあやか櫻花さきすすさひてをこれとちる  
あり

向島の櫻の枝はゆひつけゝるうと

よみ人しらす

都よて思ひしよりも面白し隅田川原の花の夕をえ

○

此頃英吉利コンシルの襲をれし風説盛し行をれし故第六  
號し其事を記せし後尚其虚實を探索せしは全く浮説よて  
實事よも非ず依てこゝは斷り置く

西郷吉之助駿府より直し上京せし由來月歸著すへし

○陸軍局布告の文

官軍の内筒拂ひこれ有るへき由し付萬一砲聲相きこえし  
とも決して動搖いさすましくは此段向くへ不洩様相達せ  
らるへくは

三月

○喧嘩をめぐつとよ始むへうらずといふ話

兒童教導書一則を譯出す

いつれの處より有けん父子同居して二人の子至てむつま  
しく暮す者ありけり父存生の間を絶えて物言ひも無かり

しよ父死せし時遺物の事よよりて不圖兄弟喧嘩を始めたり然るよ思ひがけなく其夜盜賊入りて右遺物の品々を奪ひ去れり是よおいて肝心の喧嘩の種を最早無くふりよるよ喧嘩を矢張止まず終よ一生涯中惡しく暮せしとそ先生曰一時一物の為よ永久莫大の禍を引き出す事少うらず古今大小の事皆然り因て戒む小兒等うまへてめつよ喧嘩を始むる事ふられ

○  
京都より蒸氣船三艘横濱よ到着す大原侍從上陸ありし由去廿五日横濱より申越ししり

英漢新聞紙よ曰唐國より各國へ條約取結びの為よ使臣を差遣をすへき旨評決し今年五月を以て亞墨利加合衆國へ使節を遣をすよ

○横濱新報告

廿四日廿五日兩日よ當地よ於て 勅使大原殿各國公使を尋問致されし

東久世前少將殿外一人横濱奉行よ任せられ外士官三人と共よ佐賀の蒸氣船よ乘し七八日の間よ此港へ到着し運上所其外悉く受取られし由夫までの内當地を外國人預り支配いしし異し様各國公使へ相頼まれし

天子を去る廿二日一萬人許の兵を引率して大坂へ  
出座出 出幸

三月廿六日



中外新聞

第十號

中外新聞第十號

慶應四年四月朔日出板

横濱の新報告

東久世前少將殿并肥前侍從三日の間は全權の勅命を以て當港へ來着し各國公使と面會し此地の奉行并は向後の事を取極むる談判これあるべき由よし  
今上皇帝陛下大坂へ御幸の節六人の諸侯隨從せり即ち長州備前越前肥前肥後藝州これより京都の留守と薩州へ命せられ警衛いし居し由

佛蘭西國公使レオンロセス君此度第一等全權ニストル

よ昇進し且同人代任の者西洋六月中よ横濱へ來着いとす  
べくい左すれと口ゼス君と西洋七月中此表を出帆し歸國  
相成るべくい右代任の者と是までアレキサンドリヤのコ  
ンシルゼ子ラールを勤めしウートレイといふ人の由り來  
りい

三月廿七日

○  
此頃中の役替 佐久間鑄五郎を町奉行に任し木村兵庫頭  
を此勘定奉行松本直一郎を市中取締役の頭とふる  
向山隼人正願より依て免

東本願寺へ大坂猫間川の此固めを仰付られ西本願寺へも  
役々參内の節 御所内焚き出し方を仰付られとる由上方  
の文通より越しとり  
同一文通の序より左の歎願書の寫を差越しとり是を會津侯  
の重臣より大政官辨事役所へ出しとる文章ふりと云

歎願書

謹而言上仕候老寡君容保儀去る戌年京師守護職 命せら  
れり處弊邑の俊も東奥の藩鎮よて且京師を離れり事二百  
餘里應援の道も覺束ふく力をとり其任よ勝へさらん事  
を恐れ辭退やいへとも其節も此事體は艱難 皇國の安危

よう、そのいほ場合故強て相勤むべき旨 命せられいよ  
 付數百年來の 隆恩奉報度闔藩決議京師を以て墳墓の地  
 と心得罷登り大樹尊 王の趣意遵奉いよ一周旋奉職仕い  
 然る處圖らずも 先帝不限の寵愛を蒙り 御賞譽の 宸  
 翰を下し賜えり其外度々 御宸筆を下置 恩賜の品々も  
 幾度とふく拜戴仕い元來容保儀誠實一心よ勵精いよ一毛  
 髪も私意無は座いよ付 先朝以來格別の 是依頼を蒙り  
 大病の折も勿體無くも 至尊の是身を以て 内侍所よ於  
 て 是祈禱を遊下君臣水魚の情態 宸翰の表よも 是顯  
 せし下 當朝よても 先帝以來 獻慮遵奉守護職宰相

勤い譯を以て 推任前後 天恩の有り難き主從感戴泣謝  
 罷在い隨て大樹よりも度々褒賞有之彼是重くの 隆恩闔  
 藩肝膽を銘一冥加至極難有仕合奉存い前件の通 兩朝歴  
 然する 厚眷容保の誠實前後相替りい後寸分も無之い伏  
 見戦争の儀を徳川内府上洛先供一同登京の途中發砲致さ  
 れ武門の習ひ止む事を得ず應兵一戦よ及ひいのこよて敢  
 て 闕下を奉犯い儀毛頭とれ無きを萬人の知る所よ是座  
 い然るよ今日よ於てを料らずも不慮の汚名を蒙りい段臣  
 子の至情日夜慟哭君冤を雪ぐざれを死すとも不止し闔藩  
 決心仕居い頑固の習風何とも撫諭の道無之私共よ於ても

至極苦心仕の間此上を片時も早く雲霧快晴一藩の人民安堵仕の程幾重にも奉懇願以上

田中土佐外連名

別紙

宸翰の儀も先帝の深意を爲入に下置の故深く筐底に藏め置き候とも藩中危急の今日に差迫り候に付内候に覽よ入れ奉り候間此垂憐を成下乍恐御奏聞の儀奉歎願の恐惶敬白

右願書を

宸翰并に御詔を添へて差出されし由

○三月廿六日横濱出板タイムス新聞

二十二日の朝奉行より觸れ出されしを大原前侍従といふ公家勅命を奉りて横濱受取の爲に當港へ來着あるべき由あり此人紀州の蒸氣船に乗込み廿三日入津す菊花の印あり天朝の旗を望みて此地の役人等一時大に混雜せし様子あり

廿四日辨天において勅使を佛蘭西にニストルと面會あり又英吉利の公使館を訪むんとて本町通りを通行せらる其装ひを大名と大に異なり冠り物を西洋人の用ふる巾廣の帽子と違ひ沓の如き見馴れぬ形の冠あり其人を若年と



て立派な利口らしく見請けさる

勅使直に布令書を出し肥前薩摩筑後の兵を率ゐてこゝに  
來りし由を觸知らし且箱根より江戸までの道筋を既に悉  
く官兵よて取切り聊も混雜の事無く氣遣ひこれ無きに付  
外國の番兵を引取り以て不苦關門其外番所等引渡し呉れ  
候様よとの掛合あり我等の方よても勞倦せし兵卒の爲に  
を尤好む所あるべし

大原前侍從を 前將軍より命に置られし神奈川奉行を  
其儘再勤せしむべしとの風聞ありし左を無くて外様の  
大名一人を横濱の奉行に任じ近々來着すべしと云ふ此人

を尚在京すと云

今度俗務の役人も一人も來らず當分運上所并に諸役所先  
に是までの通江戸役人の取扱あり

北國よりの便よを 勅使船よて仙臺へ着岸ありし由

をトレルと名くる船兵庫より來れり其話を其船彼地を  
出帆の頃 天子大坂へは幸あり程無く 是乘船ありて江

戸へ來らせ玉ふべしとの風聞あり

ドル相場四十二匁七分五厘より四十二匁九分五厘  
在留軍船英八艘佛二艘亞二艘孛漏生一艘商船廿五艘

渡部一朗 譯

○  
此新聞紙一號より八號まで皆賣切れ尚又望人多く有之は  
よ付引續き今月中皆く再板いとの間摸寄の書林よては  
求め可成は

社中追々人数相増し出板の節は届け兼ね幸便を以て  
は届けても時日おくれ可なり間五日目或は六日目毎  
使の人は遣し可下は

四月

○追加

西郷吉之助歸著の由

中外新聞

第 十 號



中外新聞第十一號

慶應四年四月五日

横濱在留佛蘭西の教師シャノワン氏より一封の書を寄せ且  
自筆にて寫したる地圖一枚と是に添たる一小冊とを贈り  
來れり其書中の大意を今度江戸にて新聞紙開板に成たる  
事誠に以て天下有益の盛業あり何卒中絶これ無き松致一  
度は此一小冊を世に公布して益有る書かれを急ぎ翻譯し  
て新聞の中へ差加へられぬ松且又翻譯書往々其實を失ひ  
或は新聞紙に於てを事實をこざと略して曖昧ある記し方  
これ有るものあり成る丈右松の弊小流れざる松希望此事

よ座は云く○右の通ヰノワン氏より来りしといへ共  
吾自ら佛蘭西文を譯する事能はず依て友人入江文郎よ乞  
て之を翻譯せしむ出板近日よあるべし先づ此事を記して  
以てヰノワン氏の厚意よ酬ゆと云爾

四月二日

柳河春三識

去る朔日 勅使柳原殿江戸へ下着あり

此頃中山陽山陰二道の諸國へ去冬の如く神符の類あまこ  
降り是よ依て至て賑ふるよし

京都出板の大政官日誌三月中卷八まで既よ出来せし由よ

て友人の許より一冊ツ、送り越しより右も上方よても何  
方の書林よても自由よ賣買ある由かれども當時飛脚屋荷  
物運送差支へ江戸よても手よ入り難し他日善き都合を得  
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易して兩地互よ相弘  
むべきあり

帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出しし處謝罪の儀尤よも  
いへ共大總督立置られし上も其手を經ずしても 聞し召  
され難きよりの付札有之因て駿府へ歸り右願書差出し  
大總督は落手よ成る由

仙臺へ遣をされし由

勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率ひ

松島へ軍船よて到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ學校に滞留のよし

大槻平次即ち磐溪を仙臺よて大番頭とあり周旋役を勤め在る由

同家の家老伊達將監是亦歎願書を持って出府の由

近日横濱へ来著あるべき人名を東久世前少將肥前侍従并に徴士井關齋右衛門大隈八太郎陸奥陽之助等ありと云

去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火薬庫破裂し死者二人

○

題しらす

大神の牧

けられつる由名ををすしけ何事も一のふる岡の花の白雪

○四月二日由觸書

此度一橋殿田安殿由連名の由歎訴狀一橋殿由持參東海道の官軍大總督宮由方へ由參上且若年寄大目付由目付よも同相為歎願罷出由處上様由恭順由謹慎の由誠意相顯をれ由よ付てを寛大の思召を以て由沙汰の品由先鋒總督より勅諭を以て仰出さるべく由段仰渡され由よ付てを何れも此上兼ての由趣意厚く相守り彌相慎み居由相可致由

右之趣向くへ早く可々相觸い

四月

○京都は觸書の寫

此度は一新は付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の稱號止めさせられ八幡大神と奉稱い候 仰出されい事

中古以來某權現或を牛頭天王おどく稱し其外佛語を以て神號は相稱い神社少くらずい何れも其社の由緒は基づき稱號相改め可申事

但し 勅祭の神社を伺出の上相改め可申其餘の社を裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改め可申各相改るの

上を當局へ届出可申事

佛像を以て神體と致しい神社を以來相改可申事

附り本地おとく唱へ佛像を社前へ懸け或を鰐口梵鐘佛具等の類差置きい分を早く取除可申事

今般 王政復古舊弊は一洗を為在い又付諸國大小の神社よおいて僧形よて別當或を社僧おどく相唱へい輩を復飾は 仰出い若復飾の俊無餘俊差支これ有る分を可申出い仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上を是までの僧位僧官返上勿論よい官位の俊を追て 此沙汰在らせらるべき旨

同の通を 仰出の事

當今の處衣服を淨衣よて勤仕可致事

右之通相心得復飾いとしの面く當局へ届出可申上ひ也

辰三月

神祇事務局

○

比叡山并又三井寺の僧徒へ還俗の事を 仰出されしと  
の風聞有り虚實いまだ詳ならず

勅使橋本殿柳原殿昨四日は入城即日池上へは歸りあり

亞墨利加よて買入しる鐵船去る二日横濱よ著す軍艦役並

小笠原健藏岩田平作乘込みて來る



14  
#0

John B. Smith